

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(工事)

工事の名称、場所、期間及び種別	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	一般競争入札・指名競争入札及び公募型企画競争の別	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備 考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

(注1) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の 名称及び数量	経理責任者の 氏名、名称 及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 氏名及び住所	一般競争入札・指名 競争入札及び公募型 企画競争の別	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
								公益法 人の区 分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	
医療用ガス(酸素 等)	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R7.9.30	古宮酸素株式会社 栃木県宇都宮市塙田4-7-11	一般競争入札	-	3,748,036	-				
医薬品一式	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R7.9.30	ナカノ薬品(株)宇都宮支店 栃木県宇都宮市泉が丘5-7-20	一般競争入札	-	40,213,165	-				
医薬品一式	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R7.9.30	(株)バイタルネット宇都宮支店 栃木県宇都宮市平出工業団地38-13	一般競争入札	-	10,557,074	-				
医薬品一式	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R7.9.30	東邦薬品(株)栃木営業部 栃木県宇都宮市問屋町3172番地33号	一般競争入札	-	4,969,177	-				
洗濯機(50kg以上)	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R7.9.22	株式会社ダイワコーポレーション 神奈川県横浜市青葉区青葉台2-6-17	一般競争入札	-	4,345,000	-				

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(工事)

工事の名称、場所、期間及び種別	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の 名称及び数量	経理責任者の 氏名、名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約によることとした 理由及び会計規程等の 根拠条文	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
中央材料室等業務委託	国立病院機構宇都宮病院 栃木県宇都宮市下岡本2160 経理責任者 杉山公美弥	R7.9.30	エーシーティジェネレーター(株) 茨城県つくば市下横場228-1	次期契約までの間を現行業者に引き 続き委託。国立病院機構会計規程第 52条第4項。	-	5,722,200	-	0				

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)
に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。